

**産別協定・フェリー協定等の履行などに係る諸課題に関する要求書〈趣旨説明〉**

標記については、昨年来、日港協に具体的な対応を求め、その責任において主導的役割を果たすよう求めてきたものです。しかしながら、現在に至るも問題の解決に至っておりません。

したがって、雇用と職域に係る課題、且つ、緊急性を要する問題として、22 春闘要求提出後も中央港湾団交と並行的に労使協議の場を設定し具体的な対策を講ずるよう求めます。

要求項目に沿って、その主旨と考え方を以下に説明します(太字ゴシックは 22 春闘要求)。

**1. 横須賀新港ふ頭へのフェリーの就航に係る雇用と就労の問題について**

- (1) 横須賀新港ふ頭における雇用と職域を担保するための施策について協議し、日港協・関係地区港運協会と全国港湾・全横浜港湾の四者による、「雇用と職域確保のための関係者合意書 (仮称)」を締結すること。

(主旨)

- ① 昨年来、横須賀新港ふ頭が、公共バースであるにもかかわらず事実上フェリー埠頭となり、既存のPCC船の入港が困難となっています。その為、これまでPCC船や鮪船に係る港運事業に携わっていた事業者・港湾労働者は業域・職域を喪失する事態に陥っています。さすがに、国交省もこれを黙過できず、立会人となって、横須賀市(港湾管理者)と港運事業者との協議を重ね、PCC船の入港を可能とするためのふ頭整備やポートセールスなどの中・長期の諸計画の基本合意に至りました。
- ② しかし、限られたふ頭スペースに新たにフェリーが就航したために「共存」を余儀なくされたもので、そのための基本合意ではあっても、既存の事業者に仕事が戻ったわけではありません。雇用もなくなったままです。
- ③ この問題を日港協が看過することはあってはならないと考えます。雇用と職域に係る問題として捉え、日港協・関係地区港運協会と全国港湾・全横浜港湾の四者による協議を行い、横須賀市やフェリー船社に具体的対策を求めるなどを明記した「雇用と職域確保のための関係者合意書 (仮称)」を締結するよう求めます。
- ④ 横須賀市の無謀な進め方については、労使が共有できる認識と考えますが、だからといって、事業者・港湾労働者の苦境を放置することは許されません。一日も早い対策が求められています。

- (2) 当該ふ頭における、船社と港運事業者の業務の棲み分けなどについての協議を行うために、日港協として、フェリー船社と全国港湾の協議の場を設置し、協議の促進を図ること。

(主旨)

- ① 横須賀新港ふ頭へのフェリーの就航に係る雇用と就労の問題で、22年1月6日付けで、フェリー協議の開催の文書申し入れを行いました。フェリー協会からの返事はないままです。フェリー船社は、この間の経緯からフェリー確認書の存在とその内容は熟知しています。早急な協議の場の設置を要求します。
- ② 協議が遅れば遅れるほど、雇用問題は深刻になり、事業者への負荷もまた強まる一方です。このことを、十分に認識のうえ、重ねて可及的速やかな対応を求めます。

## 2. 秋田港における産別労使協定遵守と港湾運送秩序の確立について

- (1) 我が国の港湾運送秩序はもとより、秋田・船川港における港運秩序並びに安定した雇用を確保するため、日港協として産別協定・関係法令遵守の主導的役割を果たすこと。
- (2) 産別協定第8条第2項「新規参入については港運労使及び各地区の『安定化協議会』で協議対応を図る」を再確認し、新規参入による混乱を生起させないこと、並びに、港湾運送秩序と港湾労働の安定に資するべく、協定当事者として厳正な姿勢で臨むこと。

(主旨)

- ① この問題の背景にあるのは、能代運輸㈱が限定許可解除の動きを強めていることです。同社は、07年に許可を受け、ことあるたびに自己の利益追及を図り、今般は、運営会社(ACTC)によるガントリークレーンの管理・運営に異議を唱えて公取委に接触したり、事業許可もないのに風力発電荷役を請負ったりと「事業法はもとより港運秩序への否定的態度を露わにし続けています。これは、産別労使にとって極めて危険な動きだと考えます。
- ② こうした身勝手な動きを規制し、当該港・当該地区の港湾運送秩序維持を相互確認するために、2015年に能代運輸㈱を含む地元3業者と全国港湾・地区港湾とで確認書を締結しています。その内容は、産別協定順守、既存事業者の貨物・仕事を侵食しないというものです。私たちの再三再四の要請に対する日港協の対応は、地区の出来事だと第三者的な立場に拘泥されていると判断せざるを得ないし、これは、産別協定第8条第1・2項（規制緩和反対の前提となる労使の立場と安定化協議会の規定）に反するものです。
- ③ 2022年1月19日に、この15年協定を再確認し、再び6者協定を締結しました。この問題は、秋田・船川港、或は東北地区の問題に止まるものではありません。全国

の港運秩序に係る問題です。なぜなら、これほど露骨に港湾運送秩序の混乱を持ち込んできた事業者はいなかったし、協議の中で「あなた方の常識は私の常識とは違う」と当該責任者が言い放ったこともあります。私たちは、これを放置することは、極めて危険であるとさえ感じています。

- ④ したがって、要求(1)及び(2)に沿って、日港協が、事業者団体としての責任ある対応を行い、港湾運送秩序の確立のために事業法の目的とそのための法令を遵守する責任を全うするよう影響力を行使することを求めます。同時に、産別協定の当事者としての責任、つまり、地区産別協定を含め関係する全ての産別協定を誠実に履行することを日港協会員店社である能代運輸株が誠実に履行するよう措置することを求めます。

以上